

少年犯罪への厳罰化態度に関する研究の現状と課題

—日本における心理学的調査に焦点を当てて—

李 開欣¹ 近藤 龍彰²

A Review of Studies on Punishment Attitudes toward Juvenile Crime -Focusing on Psychological Studies in Japan-

LI Kaixin¹ KONDO Tatsuaki²

E-mail: tatsuaki@edu.u-toyama.ac.jp

[摘要]

本研究の目的は、少年犯罪に対する厳罰化の態度に影響する要因について整理を行うことであった。日本の心理学的調査研究を中心に、少年犯罪に限定せず広く犯罪一般に範囲を拡張し、研究をレビューした。その際、「その人が持つパーソナリティや社会観などの個人差によって犯罪に対する厳罰化の態度が異なる」ことを検討する「特性モデル」の研究と、「事件の内容に関する情報の量や質の違いによって犯罪に対する厳罰化の態度が異なる」ことを検討する「情報モデル」の研究に分類した。それらの研究を概観したところ、少年犯罪に関しては、「情報モデル」の研究において直接的に厳罰化の態度を測定した研究が見当たらない現状が見出された。厳罰化だけでなく保護的な態度も考慮する必要があるという少年犯罪の特殊性と、少年犯罪についてどのような報道が適切であるかに関する資料の提供という2つの点から、今後はどのような情報が少年犯罪への厳罰化態度に影響するのかを直接的に検討する必要性が提起された。

キーワード：少年犯罪, 厳罰化, 特性, 情報操作

Keywords : Juvenile Crime, Punishment Attitudes, Personal Trait, Information Manipulation

はじめに

近年の少年法に関する法改正では、2000年(平成12年)改正で、刑事処分の可能年齢が「16歳以上」から「14歳以上」となった。2007年(平成19年)改正で、少年院送致の対象年齢は14歳未満も可能となった^{注1)}。補足的に、2022年の改正で、成人年齢を18歳に引き下げることとなった。

このような、少年法の刑事処分可能年齢の引き下げや、少年院送致や検査官送致の適用年齢の引き下げの議論は、いわゆる少年法の「厳罰化」として見ることができる。「厳罰化」の意味合いは必ずしも明確に定義されているわけではないが、本研究では「犯罪行為を行った少年に対して、保護や更生を目的とした関わりではなく、処罰を与えることを目的とした対応を求める意識・態度」として捉える^{注2)}。このような対応の具体例としては、社会的生活を制

限したり(例、少年院や刑務所への送致)、困難にしたりするもの(例、実名報道)などが挙げられる。少年法上の厳罰化の流れについて、ネット調査等によっても、多くの人々が少年法の厳罰化について賛成の意見を持っていることが報告されている^{注3)}。

このように社会一般的な方向性において少年犯罪に対する「厳罰化」の態度が示されている一方で、「厳罰化」の態度は様々な要因・条件によって変化しうることが報告されている。言い換えると、同じ少年犯罪への厳罰化の態度に関して個人差や条件差が見られるのである。これらの研究は、厳罰化の態度を「社会」や「世間一般」という大きなカテゴリでだけ捉えるのではなく、どのような人がどのような条件で厳罰化の態度を示すのかという厳罰化態度のより詳細な実態を捉える上で重要な視点を提供する。

ただし、上記のような研究情報を整理し、まとめたものは現状では見当たらない。どのような要因・条件が厳罰化傾向を強めたり弱めたりするのか

¹ 富山大学大学院人文社会芸術総合研究科

² 富山大学教育学部

について整理することは、現在分かっていることと今後の研究指針を検討するうえで重要な作業だと思われる。加えて、少年犯罪の防止を議論する上で自身が持つ態度が何に規定されているかを振り返ることは、少年犯罪に関する冷静な議論を導くことにもつながるであろう。そこで本論考では、犯罪に対する厳罰化の態度に影響する要因についてレビューを行う。なお、このテーマは海外の研究でも検討されているものではあるが^{註4)}、法制度や文化的背景の違いが大きいと思われたため、日本の研究を主なレビュー対象とした。また、本テーマは社会学や法学など多角的な検討ができるものではあるが、より個人個人の持つ心理的なプロセスを明らかにしたいため、心理学的な調査を対象にレビューを行った。

最初に、「少年犯罪」に限定せず、広く犯罪一般に視野を拡張し、どのような要因が厳罰化の態度に影響するのかを整理する（以下、本論文での「一般犯罪」の用語は少年犯罪に限定されない、あるいは少年犯罪以外の犯罪という意味で用いる）。次に、その枠組みを用いて「少年犯罪」において厳罰化の態度に影響する要因について整理する。最後に、「少年犯罪」における厳罰化態度研究において今後検討すべき領域について提起する。なお、レビューの際に、用いた尺度や質問等については見やすいように下線を引いている。

厳罰化の態度に影響する要因①：特性

最初に、犯罪に対する厳罰化態度を高めたり低めたりする要因の一つとして、「特性」が考えられる。すなわち、その人が持つパーソナリティや社会観、犯罪観の個人差によって、ある犯罪に対する厳罰化の態度が高かったり低かったりするという知見が報告されている。本研究ではこのような個人差に焦点を当てた研究を「特性モデル」の研究と呼ぶ。

松原（2009）は、厳罰化への支持は犯罪を減らしたいという意識ではなく、「社会状況の認識」や「社会観」に基づくものであるという仮説を検証している。松山市の有権者から抽出した800人（回答者403人）を対象に、厳罰化支持尺度（例：殺人を犯した者には死刑が科されるべきだ）、犯罪抑止尺度（例：私は、夜間、近所で引ったくりや強盗に遭うかもしれないと心配だ）、社会状況の認識尺度（例：今日、10代の少年たちの多くは道徳心を欠いている）、社会観尺度（権威に従うことや権威への敬意は、

子どもが学ぶべき最も重要な美德である）の質問紙調査を行った。その結果、社会観尺度の得点が高い（権威主義的傾向が強い）人ほど、また社会状況の認識尺度のうちのモラル低下懸念が強い人ほど、厳罰化支持傾向が高いことを報告している。また、個人個人が持つ社会観（権威主義傾向）が厳罰化支持傾向へと直接影響を与えるパスと、犯罪不安と社会観がモラル低下懸念を通して間接的に厳罰化支持に影響を与えているパスがあることも報告している。

白井・黒沢（2009、実験2）では、社会人の様々な年代の人116名を対象者とし、検察および弁護側の主張を呈示するなど裁判を意識した形式で質問紙実験を行った。傷害致死や危険運転致死の事例を取り上げ、「被告人に前科はない」という条件の他に「類似長期」（傷害罪の前科が3つあり、出所からの期間が10年）「類似短期」（傷害罪の前科が3つあり、出所からの期間が1年）の2条件を設け、被告人情報の1つとして呈示した。その後、公正世界観を測定する尺度（例、この世の中では、悪いことをした者は必ずその報いを受ける）、厳罰化傾向を測定する尺度（窃盗、放火、傷害、強制わいせつという4種類の犯罪名を呈示して、それぞれふさわしいと思われる量刑年数を自由に回答、上限は35年に統一）、量刑判断を重くする・軽くする理由の程度に関する尺度（検察側の主張に含まれる一般的に刑の加重要因であると思われる項目（自己中心的な動機、被害者の死亡など）と、弁護側の主張に含まれる一般的に刑の減軽要因であると思われる項目（殺意が認められない、逮捕直後に犯行を認めたなど）を作成し、重くする理由に該当するか、軽くする理由に該当するか、考慮しないかのいずれかを選んでもらい、その後各項目の重要度について0～10の間の数値で回答）、事件当時の被告人の状態や再犯可能性、悪質性（0～100%の間の数値で推測・評価）、本事件の被告人に刑罰を科す目的（①報復、②特別抑止、③一般抑止、④被告人の社会復帰、⑤被害者への補償、⑥被告人の拘束、⑦社会秩序の回復、を挙げ、各項目の重要度について0～10の間の数値で回答）、量刑（下限を2年（傷害致死罪の下限年数）、上限を30年（有期懲役の上限）とし、その範囲の中で量刑年数を記述）、記憶再生課題（被告人像を思い浮かべる際に最も手がかりとなった被告人についての情報を3つ何も見ずに自由記述）の質問項目に回答してもらった。その結果、男性参加者で公平

世界観が高い人ほど厳罰傾向が弱く量刑を軽くする傾向が見られた一方、女性参加者では厳罰傾向測定尺度の1項目である「強制わいせつ」に対して公平世界観が高いほど厳罰的であった（それ以外は両者の間に明確な関連は見られなかった）。なお、被告人に前科がある場合には被告人の犯罪傾向がより高く推測されたもののその効果は量刑と関連せず、また前科情報の種類による効果と量刑の関連はみられなかった。

綿村・分部・高野（2010）は、「客観的重大性が大きいと“結果が重大である”という主観的重大性が高まり、量刑が重くなるという心理プロセス」が実際に検証されるかを、東京大学の大学生・大学院生128名を対象に実験を行い検討している。この研究では、架空の事件の新聞記事（事件1は強盗事件で、「被告人が、停車中の車にいた被害者を刃物で脅して車を強奪し、被害者を無理やり車外に投げ出す」という内容、事件2は横領事件で「百貨店のセールスマネージャーをしていた被告人が、8か月にわたり店の売上金を横領していた」という内容）を設定した。それぞれの事件に対して、量刑の重さ（懲役刑の刑期を回答、上限は20年）、事件結果の重大性（この事件の結果は重大である）、被告人の再犯可能性（この事件の被告人は再犯をしそうである）、同一犯罪の発生可能性（この被告人以外にも同様な事件を起こすものが多そうである）に対する主観的評価を尋ねた。その結果、強盗事件の刑期は、客観的重大性が大きいほど長く、被告人の再犯可能性が高いほど長かった。横領事件の刑期は、客観的重大性が大きいほど、被告人の再犯可能性が高いほど、同一犯罪の発生可能性が高いほど、刑期は有意に長くなることが示された。言い換えると、強盗事件と横領事件に共通して、「結果は重大である」という主観的評価が大きいほど量刑が大きくなるという傾向性が示唆された。

板山（2014、研究4）は、事件に対する原因帰属と責任帰属、公正世界観、厳罰志向性、情状酌量の余地が量刑判断に及ぼす影響、およびどのような量刑が公正であると判断するのかについて検討した。大学生208名を対象に、少女殺人事件（仕事や職場での人間関係がうまくいかず、むしゃくしゃしていたことを理由に、無作為に少女を絞殺し死体を遺棄した事件）と介護疲れ殺人事件（認知症の母親を一人で献身的に介護してきたが、介護に身も心も疲れ

てしまい、お互いの将来を悲観して母親を殺害した事件）の2つの事件シナリオを提示し、因果的責任（被告人に事件の原因がどの程度あると思うか）、被告人に事件の責任がどの程度あると思うか）、情状酌量の余地（被告人に情状酌量の余地がどの程度あると思うか）、量刑（被告人にどのくらいの量刑を与えるべきか（懲役1年から30年））、刑罰の目的（被告人に与えるべきだと判断した量刑（刑罰）にはどのような意味があるのか（①被告人の行いに対する相応の報いを与えるため、②被害者側の立場に立った仕返しの意味での報復をするため、③犯罪者に罰を与えることによる犯罪抑止のため、④被告人を罰することで社会的秩序を回復させるため、⑤被告人を拘束し市民から犯罪者を遠ざけることによる社会防衛のため、⑥被告人を刑に服させ更生させるため、⑦被告人の社会復帰のため）を尋ねた。また、公正世界観尺度（「現状の不正性」（例：世の中には、不道德なことをして利益を上げる人が数多くいる）と「因果の公正性」（例：この世の中では、頑張った人にはいつか報われる時がくる）、厳罰志向性尺度（例：メディアの報道を見て、なぜ刑があんなに軽いのかと疑問に思うことがある）を尋ねた。厳罰志向性の平均値をもとに高群と低群に分類したところ、「因果的責任」は、2つの事件共に高群のほうが低群よりも得点が有意に高かった。また「情状酌量の余地」は、2つの事件共に低群のほうが高群よりも得点が有意に高かった。「量刑」は、2つの事件と共に高群のほうが低群よりも得点が有意に高かった。「刑罰の目的」は、2つの事件ともに「被告人の行いに対する相応の報いを与えるため」および「犯罪者に罰を与えることでの犯罪抑止のため」が低群よりも高群の得点のほうが有意に高く、「被告人を刑に服させ、更生させるため」および「被告人の社会復帰のため」は高群よりも低群の得点のほうが有意に高かった。また、少女殺人事件では「犯罪者を市民から遠ざけることによる社会防衛のため」および「被害者の立場に立った仕返しの意味での報復をするため」が低群よりも高群の得点があり高かったが、介護疲れ殺人事件では有意差は認められなかった。

2つの事件をSEMでモデルの検討を行った結果、公正世界観の2つの因子に負の相関関係が認められ、「現状の不正性」は「厳罰志向性」に有意な正の影響、「因果の公正性」は「厳罰志向性」に有

意な負の影響があった。2つの事件において、「厳罰志向性」は「量刑」に正の影響、「情状酌量の余地」に負の影響、「因果的責任」に正の影響を及ぼしていた。「因果的責任」は「情状酌量の余地」に負の影響、「量刑」に正の影響を及ぼした。「情状酌量の余地」は「量刑」に負の影響を及ぼした。これらの結果は、世の中に不公正感を感じるほど犯罪者を厳しく罰するべきであるという「厳罰志向性」が強くなり、「厳罰志向性」が強いと加害者に「因果的責任」が大いにあると判断するとともに「情状酌量の余地」の程度を低く判断し、さらには量刑を重く判断することが示唆された。

村山・三浦(2015a)は、「ケア／被害」の道徳基盤観念を強く持つ人ほど刑事事件の加害者の罪責認定を行いやすい、「ケア／被害」と罪責認定の関係を事件に対する嫌悪感が媒介する、被害者が受けた傷の程度が重いほど罪責認定がなされやすくなる、被害者が受けた傷の程度が重い場合は軽い場合よりも冤罪判断を起こすことに対する後悔の程度が低くなる、の一連の仮説を検証する研究を行っている。オンラインリサーチ会社の登録モニターの20歳以上の男女360名を対象に、被害の程度を変化(かすり傷、全治3ヶ月、半身不随の重度の後遺症)させた殺人未遂事件に関するシナリオを提示し、事件内容を正確に理解しているかに関する質問を行った後、事件に対する嫌悪感情(例、私は「ぞっとした」「気分を害した」)、逮捕・起訴された人が殺人未遂で有罪になると思う程度(確実に無罪(0)から確実に有罪(10)の11件法)、逮捕・起訴された人が「本当は無罪だったとき」と「本当は有罪だったとき」に自分の判断を後悔する程度、道徳基盤尺度のうちの「ケア／被害」に関わる項目(例、「誰かが精神的に傷ついたかどうか」が自分の倫理的判断にどの程度関係するか)に回答してもらった。その結果、ケア／被害に敏感な人ほど事件に対する嫌悪感情が高くなり、その結果として有罪と思う程度が高くなること、かすり傷条件よりも後遺症条件で有罪と思う程度が高いこと、本当は有罪だった時に予期される後悔の程度は被害の程度によって差が無い一方で本当は無罪だった時に予期される後悔の程度は後遺症条件のほうがかすり傷条件よりも低いこと(被害者の身体的ダメージの大きさに比例して後悔の程度が低下すること)が示された。

村山・三浦(2015b)は、(1)究極的公正世界信念(不

公正によって受けた損失が来世を含む将来的に埋め合わされると信じる傾向)は被害者との間の心的距離の大きさと正の関連をもつ、(2)内在的公正世界信念(負の結果が生じた原因を過去の行いによるものと信じる傾向)は加害者への厳罰指向と正の関連をもつ、(3)内在的公正世界信念と厳罰指向の関係を加害者の非人間化が媒介する、の3つの仮説を検証する研究を行っている。オンラインリサーチ会社の登録モニターである男女530名を対象に、「深夜の繁華街を歩いていた被害者が、面識のない加害者(男性)に“誰でもいいから人を刺してやろうと思った”という理由で傷つけられた」という趣旨の架空の新聞記事(被害者が男性の場合と女性の場合の2種類)を提示し、行動非難(例：繁華街を深夜に歩いていた被害者にも落ち度がある)、被害者との心的距離(例：このような出来事は、自分に近い人にも十分に起こりうる)、加害者の非人間化傾向(例：未成熟な、知性のない)、量刑判断(懲役1年以上2年未満～14年以上15年未満の14段階)、その量刑を科す目的(例：厳罰、秩序維持、更生復帰)、多次元公正世界信念尺度(「内在的公正世界信念」(例：悪事をたくらむ者はそのたくらみによって墜落する)・「究極的公正世界信念」(例：ひどく苦しんだ者はいつか報われる)・「不公正世界信念」(例：世の中の大抵のことは不公平だ))に回答してもらった。その結果、(1)究極的公正世界信念が強いほど被害者との心的距離を大きくする傾向にあること、(2)刑罰の目的に関して、厳罰指向には内在的公正世界信念が有意な正の影響を、秩序維持には内在的公正世界信念は正の、究極的公正世界信念は負の影響を、更生復帰には内在的および究極的公正世界信念のいずれも正の影響を示すこと、(3)加害者の非人間化に内在的公正世界信念が正の影響を示すこと、(4)不公正世界信念は被害者との心的距離、加害者への厳罰、加害者に対する非人間化にいずれも正の効果を示すこと、(5)内在的公正世界信念の強さが加害者の非人間化につながりその結果として厳罰指向が強くなること、が示された。

向井・三枝・小塩(2017)は、(1)合理性が厳罰傾向と負の関連を示すこと、(2)二分法的思考(物事を1か0にカテゴライズし、その結果熟慮を得ない評価判断を促進すると思われる思考)が厳罰傾向と正の関連を示すこと、(3)社会的支配志向性(平等な集団内関係を選好するか、優劣一劣等という次

元で秩序付けられた集団内関係を選好するかについての態度)と厳罰傾向の関連は、合理性と二分法的思考を統制した後には有意な関連を示さなくなること、(4) 合理性と二分法的思考を統制した後でも仮想的有能感(自己のポジティブ経験に関係なく他者の能力を批判的に評価あるいは軽視する傾向に伴って生じる有能さの感覚)は厳罰傾向と関連を示すこと、(5) 仮想的有能感が厳罰傾向に及ぼす効果は、合理性ならびに二分法的思考によって媒介されること、の5つの仮説を検証している。大学生・大学院生200名を対象に、厳罰傾向尺度(例:裁判所は犯罪者に甘すぎると思う)、合理性尺度(例:たいていの人より、ものごとを論理的に解決するのが上手である)、二分法的思考尺度(例:何事も好き嫌いははっきりしたほうがうまくいく)、社会的支配志向性尺度(例:上に立つ集団に、より多くの成功のチャンスが巡ってくるのは当然のことだ)、仮想的有能感尺度(例:他人に対して、なぜこんな簡単なことが分からないのだろうかと感じる)で構成される質問紙調査を行った。その結果、合理性と厳罰傾向は負の相関を、二分法的思考と厳罰傾向は正の相関を示していた。また社会的支配志向性は二分法的思考や合理性を統制した後には厳罰傾向と有意な関連を示さないこと、仮想的有能感は二分法的思考や合理性とは独立して厳罰傾向に関連することが示された。加えて、媒介分析の結果からは、仮想的有能感から厳罰傾向に至る効果は合理性によっては媒介されないが、二分法的思考によって媒介されることが報告されている。

向井(2019)は、厳罰傾向および防犯行動を規定する要因を明らかにすることを目的とした研究を行っている。具体的には、(1) 犯罪に対して不安を感じ犯罪被害のリスクを高く知覚するほど、厳罰を求め、防犯行動を多く行なう、(2) 自己決定を求める欲求が強いほど、厳罰を求め、防犯行動を多く行なう、(3) コミュニティによる自己決定を支持するほど、厳罰を求め、防犯行動を多く行なう、の3つの仮説を検証した。ウェブ調査会社のモニター332名を対象に、厳罰傾向尺度(「刑罰の厳罰化」(例:なぜ犯罪者の社会復帰を重視しないのかと疑問に思う)・「刑罰の早期拡大化」(例:人に不安を与える行為をした時点で、刑罰を科せるようにすべきだ))、防犯行動尺度(例:戸締りに気をつける)、犯罪不安尺度(「社会的犯罪不安」(例:社会全体の

治安に対して不安を感じる)・「個人的不安」(例:自分が犯罪の被害にあうのではないかと不安を感じる)、被害リスク知覚尺度(「社会的被害リスク知覚」(例:社会の治安が悪くなった)・「個人的被害リスク知覚」(例:自分の周囲には犯罪が起きそうな危険な場所が多い)、自己決定欲求尺度(「自律欲求」(例:他人の考えにこだわらず、自分の考えどおりにしたい)・「他律欲求」(例:自分のすることでも、できれば他人に決めてもらいたい)、コミュニティによる自己決定尺度(例:地域の犯罪を減らすためには、住民がすることに行政の側が積極的に協力すべきだ)のウェブ質問紙調査を行った。その結果、厳罰傾向および防犯行動は、犯罪不安、被害リスク知覚、自己決定欲求、コミュニティによる自己決定と有意な正の相関を示していた。また、重回帰分析によってこれらの関連をさらに検討したところ、自己決定欲求の下位因子である自律欲求が厳罰傾向および防犯行動両方と有意な正の関連を示した。これらの結果から、厳罰傾向および防犯行動は、主として自律欲求という共通の要因によって規定されることが示された。

厳罰化の態度に影響する要因②: 情報

厳罰化態度に影響するもう1つの大きな要因として「情報」が挙げられる。すなわち、事件の内容に関する情報の量や質が変化することで、厳罰化態度が高まったり低まったりするという知見が報告されている。本研究ではこのようなアプローチを持つ研究を「情報モデル」の研究として位置づける。

山岡・風間(2004, 実験1)は、加害者の量刑判断に2つの公正世界仮説((1)被害者に落ち度がなくても否定的要素が強くなるとその被害を自業自得と思う態度が強くなる、(2)犯罪被害者の否定的要素が強くと社会的地位が低い場合は被害者の否定的要素が弱くと社会的地位が高い場合よりも加害者の量刑が軽くなり、この傾向は深刻な犯罪の場合により顕著になる)が影響することを2つの実験から検証した。実験1では、大学生ら1111名を対象に、架空の事件(トラックがオートバイをひく)を提示し、被害者の否定的要素を高い(例、暴走族の一員の16歳で何度も検挙されていて、法定速度を25キロ超えていた)、中くらい(例、オートバイが趣味の16歳で無事故無違反だが法定速度を25キロ超えていた)、低い(例、オートバイが趣味の16歳で無事

故無違反の安全運転)を3条件で操作した。その後、被害者に対する肯定的態度と否定的態度(例:かわいそうだ,自業自得だ)に回答してもらった(なお,被害者には少年Aと少女Bがおり,肯定的態度と否定的態度は両者の合計得点であった)。その結果,被害者の否定的要素が強くなるにつれて肯定的態度は低まり,否定的態度は強くなることが示された。

また,山岡・風間(2004,実験2)では,大学生314名を対象に,被害者の社会的地位を4つの条件(「暴力団組員」「フリーター」「大学生」「弁護士」)に分け,重犯罪(例,爆弾事件)と軽犯罪(例,交通事故)のそれぞれのシナリオを提示した。その後,量刑判断(事件1では業務上過失致死「懲役5年以下,罰金50万以下」,事件2では爆発物取締罰則「死刑,無期懲役または懲役7年以上」,事件3では傷害「懲役10年以下,罰金30万以下」,事件4では傷害致死「懲役2年以上」の範囲で量刑を判断),被害者に対する肯定的態度と否定的態度,加害者に対する感情(例:許せない,共感できる,ただしカバーストーリー)の3つを尋ねた。その結果,被害者の社会的地位に否定的要素が強くなると,被害者への肯定的態度が低まり(例,暴力団組員への肯定的態度は弁護士よりも低くなる)否定的態度が高まること,軽微な犯罪では量刑判断には差が見られないものの,深刻な犯罪では量刑に差が見られ,被害者の社会的地位に否定的要素があるほど,加害者への量刑が軽くなる傾向が見出された。

白井・黒沢(2009,実験1)では,一般の人々の量刑判断はどのような要因と関連するのかを検討している。大学生97名のデータを対象に質問紙実験を行い,前科情報を呈示しない第1課題と,前科の有無や種類についての情報を呈示する第2課題のそれぞれにおいて量刑判断の要因を検討した。第1課題は強盗致傷か強姦致傷事件を提示し,事件の悪質性,同種の再犯可能性,異種の再犯可能性,更生可能性,事件の計画性,被害者の落度,加害者の悪意,事件の衝動性についての質問項目を作成し,0~100%の範囲で推測・評価してもらった。また量刑年数(法定刑などの情報を示さず,適切と思う年数を自由に回答)も尋ねた。第2課題は事件記述の最後に前科情報をつけ加えた。前科情報は,「被告人に前科はない」という情報を加えた条件の他に,呈示事件と前科が類似しているかどうか(類似性),また出所からどのくらい時間が経過しているか(期

間)といった2つの視点から「類似長期」「類似短期」「非類似長期」「非類似短期」という4条件を設けた。その結果,第1課題では,強姦致傷は強盗致傷より量刑が重くなっており,参加者が被告人の再犯可能性を高く回答するほど,量刑は重くなっていた。有意傾向が見られた事件の種類と性別の相互作用では,男性は強姦致傷において量刑を重く判断していた(白井・黒沢(2009)のFigure 1より第一著者が解釈)。第2課題では,出所からの期間が長い場合には,前科と呈示事件の内容が類似している方が量刑はより重く判断された。第1課題と同様に,強姦致傷は強盗致傷よりも量刑が重くなった。被告人に前科がある場合は再犯可能性がより高く推測され,量刑が重くなった。また,事件の種類ごとに量刑の平均値を引いて事件の種類差をなくし,平均値からの偏差を参加者個人の厳罰傾向を示す変数としたところ,厳罰傾向が強い参加者ほど再犯可能性及び悪質性を高く回答していた。男性も女性も厳罰傾向が強いほど量刑を重くしていたが,その傾向は男性においてより顕著であった。

綿村(2012)は,公正世界観の認知に対する影響が強い情報ほど,一般市民の量刑判断に強く影響するという仮説,具体的には,(1)被告人にとってネガティブ度が強い出来事に関する情報は,ネガティブ度が弱い出来事に関する情報よりも量刑を軽くする,(2)逆にポジティブ度の強い出来事に関する情報は,ポジティブ度が弱い出来事に関する情報よりも量刑を重くする,を検証した。大学生173名を対象に,架空の殺人未遂事件に関する記事(約800語)を質問紙中で呈示した。参加者は事件の記事を読み,「被告人に懲役刑を与えたら何年が適切か」という問いに対し,5~20年までの範囲をあらゆる数直線上に印をつけて回答した。記事の最後で,被告人が経験した出来事に関する情報(約100語)を呈示した。情報は,出来事の性質により5水準,被告人の家族が交通事故で死亡したという出来事(非常にネガティブ:N+条件),離婚した妻から感謝料が請求されたという出来事(弱いネガティブ:N-条件),仕事を休職したという出来事(中立条件),株で金を儲けたという出来事(ややポジティブ:P-条件),女性と高級ホテルのスイートルームに長期間宿泊したという出来事(非常にポジティブ:P+条件),が参加者間で操作された。刑期はN+,N-,中立,P-,P+の順に刑期が長

くなると予測された。その結果、中立を除けば、予測の通りN+からP+へと段階的に刑期が長くなっていった(N+は9.8年, N-は10.8年, P-は10.9年, P+は12年)。また, P+条件は中立条件より量刑が有意に長く, P-条件は中立条件より量刑が有意に長く, P+条件はN+条件より量刑が有意に長かった。一方で, 予測とは異なる点も示された。第一に, N-の出来事はP-の出来事に比べてネガティブに評定されていたが, 刑期に違いがなかった。第二に, N-条件と中立条件では出来事の評定がほぼ同じであったが, N-条件の刑期のほうが中立よりも長かった。したがって, 公正世界観の認知はたしかに量刑判断にかかわってはいるものの, 忠実には反映されていないことが示唆された。出来事の評定値を説明変数とする回帰分析では, ネガティブと評定されるほど懲役刑は短く, ポジティブと評定されるほど長くなっており, 仮説が支持されていた。

板山(2014, 研究2)は, 殺人事件に対する原因帰属と責任帰属の相違点を明らかにするとともに, これらの量刑判断に及ぼす影響について, 加害者が少年の場合と成人の場合とで比較検討を行った。大学生437名を調査対象に, ①夕方17時頃, 17歳の男子高校生が路上にて, 通りかかった30歳代の女性をナイフで殺害するという事件, ②①のシナリオの加害少年を30歳代の会社員の男に変更した事件, ③①のシナリオの加害少年を30歳代の無職の男に変更した事件, の3つの殺人事件を提示し, 原因帰属項目(例: 学校が道徳心を教えない), 責任帰属項目(例, 本人の責任, 家庭の責任, 友人の責任, 学校の責任, 地域の責任, 社会の責任), 量刑判断項目(懲役5年~20年)の質問項目を設定した質問紙調査を行った。その結果, 少年の場合では, 成人よりも友人や家庭に原因を比較的強く帰属していること, 3つの加害者すべてにおいて一貫して内的要因に強く原因を帰属する傾向がみられたこと, を報告している。責任帰属においては少年, 有職成人, 無職成人の責任帰属の構造はおおむね同じであり, 加害者本人に最も強く責任が問われた。また, 無職成人に対する量刑が最も重く, 次いで有職成人に対する量刑が重く, 少年に対する量刑が最も軽く判断されていた。なお, 原因帰属および責任帰属の各変数が量刑に及ぼす影響を検討した結果, 少年では各変数が複雑に絡み合うが, 成人になると端的なモデルとなり, 少年事件において量刑判断を行うことは

困難なものであることが示唆された。

村山・三浦(2017)は, 元被告人との接触場面を取り上げ, 被害者の身体的ダメージの程度と対象人物との接触の程度が「False Alarm: FA(元被告人との接触に対する回避傾向と接触によるリスクの見積もりの差分)」効果に与える影響を検討している。オンラインリサーチ会社にモニター登録している20歳以上の男女240名を対象に, 被害者の身体的ダメージ(軽傷・後遺症), 判決(無罪・有罪), 接触の程度(視線を向ける・立ち話をする)の情報を変化させた殺人未遂事件のシナリオを提示し, 回避の程度(元被告人と遭遇した際, 視線を向ける, 路上で立ち話をするをどれだけ避けたいか), リスクの見積もり(元被告人に対して, 視線を向ける, 路上で立ち話をする事で何らかのトラブルに巻き込まれる可能性)に回答してもらった。その結果, 「被害者Aが軽傷で判決が無罪の元被告人に視線を向ける」場合のみ回避の程度とリスクの見積もりに差がなく, それ以外の条件ではすべて回避の得点がリスクの得点よりも高い(FA効果が見られる)こと, 無罪が確定した場合には被害者の身体的ダメージが小さく接触の程度が低い条件以外でFA効果はあるが絶対値は中点よりも低く有罪条件に比べて小さいこと, 「有罪が確定し被害者の身体的ダメージが大きく, 元被告人と会話をする」条件で回避の程度とリスクの見積もりの程度の差分が最も大きいこと, が示された。

柳澤・水口(2017)は, 犯人の年齢と罪種の違いによって, 犯罪に対する責任帰属と原因帰属, 帰属と量刑判断の関連が異なるのかを検討している。具体的には, (1) 犯人の年齢が低いと責任や原因を犯人の親に帰属しやすく, 年齢が高いと犯人の住む地域に帰属しやすい, (2) 犯罪の程度が重く, 犯人の年齢が高いと, 犯人自身へ責任や原因を帰属しやすくなる, の2つの仮説を検証している。大学生, 大学院生200名を調査対象に, 4つの犯罪シナリオ(18歳軽犯罪, 40歳軽犯罪, 18歳重犯罪, 40歳重犯罪)を提示した(なお, 軽犯罪ではひったくり, 重犯罪では殺人)。それぞれのシナリオに対して, 責任帰属(例: 犯人自身, 犯人の親, 犯人を取り巻く社会, 犯人の住んでいる地域(住民や警察など)), 原因帰属(例: 反省力がない, 家庭の雰囲気が悪い), 量刑判断(1年~5年, 6年~10年, 11年~15年, 16年~20年, 20年以上の5件法)を尋ねた。その

結果、いずれのシナリオにおいても、犯人自身の責任に対して高得点を付けた人が多かった。犯人の親への責任帰属は、18歳の少年による犯罪のほうが40歳の成人による犯罪よりも得点が高かった。犯人の住んでいる地域への責任帰属は、犯人の年齢や罪種の違いによる差はなかった。犯人自身への責任帰属は、40歳重犯罪のほうが18歳軽犯罪と18歳重犯罪よりも得点が高かった。犯人を取り巻く社会への帰属は、18歳重犯罪のほうが40歳軽犯罪と40歳重犯罪よりも得点が高かった。責任帰属では、犯人の年齢にかかわらず、軽犯罪は重犯罪よりもすべての対象への責任帰属が大きく、量刑判断を重く判断した。原因帰属では、40歳軽犯罪はその他の犯罪種別よりも、すべての対象への原因帰属が大きく、量刑判断を重く判断した。なお、量刑判断に関しては記述統計レベルで18歳軽犯罪<40歳軽犯罪<18歳重犯罪<40歳重犯罪の順番に重くなっていた。

谷口・池上(2018, 実験1)では、事件の発生時期によって知覚される心理的距離によって潜在レベルおよび顕在レベルにおける事件に対する推論や判断が変化するか、その結果が事件の被告人に対する処遇の程度が影響を受けるのかについて検討している。具体的には、(1)事件の発生時期が最近であるよりも遠い過去である方が、心理的距離を遠く知覚し、「卑劣な」「冷酷な」といった被告人の特性が潜在レベルで推論されやすい、(2)事件の発生時期が遠い過去であるより最近である方が、心理的距離を近く知覚し、「八方ふさがりな」「ふぐうな」といった被告人の置かれた状況が潜在レベルで推論されやすい、(3)事件の発生時期が最近であるよりも遠い過去の方が(1)と(2)で想定される潜在レベルの推論の相違が応報的及び功利主義的動機に基づく顕在レベルの判断に反映され、被告人に対する量刑判断が重くなる、の3つの仮説を検証している。実験1では、55名の学部学生を対象に、架空の介護殺人事件のシナリオを提示した。参加者には、ある事件の裁判員に選ばれ、裁判に参加しているつもりで事件概要をよく読むように教示した。このとき、半数の参加者には「この事件は20年前に発生した事件である」(心理的距離：遠条件)と紹介し、残りの参加者には「この事件は3ヶ月前に発生した事件である」(心理的距離：近条件)と紹介した。その後、事件概要と人物の顔が描かれたイラスト1枚を被告人の顔として45秒間対提示した。続いて、妨害課

題(短期記憶から情報を排除するため、3分間アナグラム課題を行った)、再認課題(モニター画面に呈示された刺激語：特性語の例「残忍な」・状況語の例「いたわしい」)が学習課題で呈示された事件概要の文章中に「あった」か「なかった」かを、できるだけ速く正確に回答する)、量刑判断(1年～30年)、考慮事情の測定(被告人の行った行動に対して感じた悪質性の程度、被告人に対して感じた同情の余地の程度、被告人が再度罪を犯す可能性、被告人が更生する可能性)、原因帰属(例：被告人の性格が原因だ、被告人の置かれた状況が原因だ)、操作チェックと内観報告(事件に対して知覚した遠さあるいは近さ)、の順番に実験手続きを進めた(最後にディブリーフィングを行った)。その結果、心理的距離が近条件のほうが遠条件よりも被告人が更生する可能性を高く判断すること、事件の発生時期が遠い過去であるほど、顕在レベルにおいて事件の発生原因が被告人自身に帰属されやすく、被告人に対する同情の感情が抑制され、量刑判断が重くなることなどが示された。

谷口・池上(2018, 実験2)では、架空の強盗殺人事件を用いて、心理的距離の効果をさらに強めるために、遠い過去に発生した事件の発生日を25年前に変更した。53名の学部学生を対象に、心理的距離が遠条件(事件の発生時期が25年前)と近条件(事件の発生時期が3ヶ月前)に無作為に配置した。実験手続きは上述の実験1とおおむね同様であった。その結果、25年前に発生した事件と紹介された場合では、特性語と状況語の虚再認率には差がみられなかったものの、3か月前に発生した事件と紹介された場合では、特性語よりも状況語の虚再認率の方が高かった。被告人に対する同情および被告人が更生する可能性についても、遠条件よりも近条件の方が高いことが示された。さらに近条件より遠条件の方が被告人に対して重い量刑を下す傾向がみられた。

北折・小嶋(2019)は、量刑判断に影響を及ぼす変数(反省の有無、生育環境、犯行態様の残酷さ、身勝手さ、社会考慮)を用いた重回帰モデルの構築と、量刑判断に影響する個人内要因を検討している。20代～60代の男女各100名、計200名を対象に、Web調査を行った。「義父が虐待をした結果母親の連れ子を死亡させ、遺体を遺棄した」という仮想事案において、反省の有無(あり・なし)、生育環境

(自身が幼少期に虐待を受けていたかどうか, 良好・劣悪), 犯行態様の残虐さ(死亡に至るまでの虐待の程度, あり・なし), 身勝手さ(犯行に至った理由, あり・なし)の情報を操作した。その後, 個人特性尺度(例:自分は犯罪に巻き込まれることはない等11項目に対し,「はい」と「いいえ」の回答を求める), 社会考慮尺度(例:社会の中に,自分はどうのように行動すべきなのかを考えることがある), 量刑判断(被告人を懲役何年に処するのが適当か), 裁判評価(「犯人への非難」(例:強い非難に値する犯罪だと思う),「裁判の妥当性評価」(例:この裁判は妥当な流れで行われた),「秩序の維持」(例:適切な判決を出しやすい裁判だと思う),「事件への共感」(例:誰でも起こしうる事件だと思う),「母親への非難」(例:虐待をやめなかった母親こそ一番の責任がある)に回答を求めた。その結果, 量刑判断に対し, 反省の有無・生育環境・犯行態様の残虐さ・身勝手さの有無によって量刑判断の有意な違いはなかった。なお, 「特性モデル」の観点からの結果としては, 「犯人への非難」因子について, 「自分は罪を犯すことはない」「死刑制度に賛成である」「世の中には矯正不可能な人間もいると思う」に「はい」と回答した群の方が「いいえ」と回答した群よりも高い値を示しており, 「裁判員として裁判に参加したことがある」に「いいえ」と回答した群の方が「はい」と回答した群よりも高い値を示していた。「裁判妥当性」因子と「秩序の維持」因子については, いずれも傾向差が見られるにとどまっていたものの, 「自分は罪を犯すことはない」について, 「はい」と回答した群のほうが「いいえ」と回答した群よりも高い値を示していた。「事件への共感」因子についても, 「自分は罪を犯すことはない」に「いいえ」と回答した群のほうが「はい」と回答した群よりも高い値を示していた。「母親への非難」因子について, 「自分は犯罪に巻き込まれることはない」「自分は罪を犯すことはない」「私は性善説(人は基本的に善であるとする)を支持する」について有意差が見られ, いずれも「はい」と回答した群のほうが「いいえ」と回答した群よりも得点が高かった。

少年犯罪への厳罰化態度に影響する要因①: 特性

先述のように, ある犯罪に対する厳罰化態度に影響する要因として, 特性モデルと情報モデルの大き

く2つに整理したが, 少年犯罪への厳罰化態度についても同様の整理を行っていく。最初に特性モデルから検討した研究を紹介する。

JGSS-2000の調査結果^{注5)}をまとめた石井(2004)では, 例えば人間の本性を「善」と捉える人ほど, 少年法の厳罰化に反対し, 「悪」と捉える人ほど賛成するという傾向があること, 人間の本性を「善」と捉える人ほど死刑制度に反対し, 「悪」と捉える人ほど死刑制度に賛成する傾向があることなどが報告されている(ただし石井(2004)では, 人間観と厳罰観には統計的関係があるが, その関係は, 論理的に説明できないとも述べている)。

斎藤(2018)は, 各種法定年齢をめぐる人々の法意識の実態を把握することを目的とした調査研究を行っている。15歳から69歳までの800人に質問紙調査を実施し, デモグラフィック属性1(回答者の性別など), 各種の法的活動の理想年齢(例:選挙権年齢, 結婚, 刑事責任), 法的活動のうち特に主要な項目(例:選挙権, 少年法)について年齢を変化(16歳と18歳)させた場合にどの程度認められるか, 社会的態度(例:政府や行政機関には何を言っても無駄である), デモグラフィック属性2(例:回答者の学歴)への回答を求めた。その結果, 社会的態度のうち犯罪に対する態度が厳しい人ほど刑事責任・少年法の理想年齢が低かった。また, 社会的態度のうち子どもに関する態度において大人との区別志向が強い人ほど刑事責任・少年法の理想年齢が高く, 子ども嫌いの感情が強い人ほど, 刑事責任・少年法の理想年齢が低かった。他方で, 社会的態度のうち, 最近の若者が昔よりも未熟だと考える人ほど刑事責任・少年法の理想年齢が高かった。社会的態度のうち, 社会的な区別(男女や外国人など)の意識が強い人ほど, 刑事責任・少年法の理想年齢が高かった。さらに, 社会的態度のうち, 法規範の態度が強い人ほど, 刑事責任・少年法の理想年齢が低かった。

向井・藤野(2021)は, 少年犯罪者に対する厳罰志向性と少年犯罪に関する犯罪不安, 被害リスク知覚, および子どもは理解不能であるという子どもイメージの関連を検討している。筆者が協力者に直接実施するか, 知人を介して実施するかという2つの経路を通したスノーボール式のサンプリングによって収集した226名のデータを分析対象とした。厳罰志向性(例:裁判所は犯罪者に甘すぎると思う),

犯罪不安（「社会的犯罪不安」（例：世の中に起る少年犯罪に対して不安を感じる）・「個人的犯罪不安」（例：自分が少年犯罪の被害にあいそうで怖いと感じる)), 被害リスク知覚（「社会的被害リスク知覚」（例：世の中では、凶悪な少年犯罪が増えた）・「個人的被害リスク知覚」（例：自分もいつか少年犯罪にあいそうな気がする)), 理解不能イメージ（例：18歳～19歳の人のイメージについて「何を考えているのかわからない」）で構成される質問紙調査を行った。その結果、被害リスク知覚は厳罰志向性と直接に関連するのではなく犯罪不安を媒介して間接的に関連すること、犯罪不安と被害リスク知覚、厳罰志向性の関連は、犯罪不安と被害リスク知覚の水準(社会的水準, 個人的水準)ごとに多少異なること、子どもを理解しにくいものとしてイメージする人ほど、社会において犯罪が増えていると考え、自分が犯罪の被害に遭う可能性を高く認知すること、等が示された。

少年犯罪への厳罰化態度に影響する要因②： 情報

少年犯罪に関して情報モデルから検討した研究では以下のような知見が報告されている。

戴・大淵（2004）は、青少年犯罪の原因として、青少年の人格、家庭、学校、地域、社会の5領域に関して広く原因項目を収集し、これを用いて一般市民の非行原因の認知構造を明らかにすると共に、デモグラフィック要因（年齢、性別、中学生と高校生の子どもの有無）がこれらにどう影響するかについて検討している。仙台市青葉区、泉区、宮城野区の選挙人名簿から無作為抽出法で1000人（回答は345人）を対象に、「少年が非行した場合に以下の項目はどれほど原因があると思いますか」という教示のもと、人格領域（「あなたは、青少年犯罪を促進する原因について、事件を起こしている青少年にはどんな特徴があると思いますか」、衝動性、性的放縦、物欲、意志力欠如、反社会的傾向、社会感情欠如、未来への不安、仲間からの被影響性の8カテゴリー）、家庭領域（「あなたは青少年犯罪を促進する原因について、事件を起こしている青少年の家庭についてどう思いますか」、親の教育しつけ、親子関係、家庭の雰囲気、家庭の社会的地位、親の資質の5カテゴリー）、学校領域（「青少年犯罪を促進する原因について、現在の学校や教育システムが青

少年にどのような影響を及ぼしていると思いますか」、先生と生徒の問題、先生の資質の問題、同級生の資質の問題、学校運営システムの問題、教育システムに関する全体の問題の5カテゴリー）、地域領域（「青少年犯罪を促進する原因について、あなたは現在暮らしている地域社会が青少年にどのような影響を及ぼしていると思いますか」、青少年の地域の人間関係、非行抑止環境の弱体化、非行誘発環境の増加の3カテゴリー）、社会領域（「青少年犯罪を促進する原因について、あなたは現在の社会全体が青少年にどのような影響を及ぼしていると思いますか」、社会規範意識の欠如、社会全体の精神的な貧困、青少年への無関心、社会的絆欠如、物質的価値観、マスメディアの悪影響の6カテゴリー）について質問を行った。なお、回答者自身の性別、年齢、それに中高生の子どもの有無についても尋ねている。その結果、領域ごとに探索的および確証的因子分析を行い、人格では「精神力欠如」「自己主張」「スリル志向」「欲望」「仲間からの被影響性」の5次元、家庭では「親のしつけ」「親の人格」「親の社会的地位」「家庭の雰囲気」「親の過干渉」の5次元、学校では「指導問題」「非行対処不全」「学力重視」「学校体制不備」の4次元、地域では「非行誘因」「地域監視欠如」「施設欠如」の3次元、社会では「社会的絆欠如」「社会道徳欠如」「物質的価値観」「マスメディアの悪影響」の4次元を見いだした。これら次元について年齢、性別、および青年期の子どもの有無の違いを調べた結果、年齢差は地域領域を除く全領域に見られ、おおむね、年長者が若年者よりも青少年犯罪の原因を青少年の人格、家庭、学校、社会各次元に強く帰属する傾向があった。主要な性差では、全般的に男性は女性より家庭次元の「親のしつけ」と「親の人格」を強く認知していた。また、青年期の子どもがいる回答者は子どもがいない回答者より地域領域の「施設欠如」を非行の原因として強く認知していたが、他の次元における子どもの有無による顕著な違いは見られなかった。

板山・加藤（2009）は、少年犯罪の種類および年代（おかれている立場）による原因帰属の相違を検討することを目的に、大学生103名、親世代57名を対象に調査を行っている。「殺人」「万引き」「飲酒・喫煙」の事件を設定し、それぞれの少年犯罪を起こしている少年の特徴について、人格領域（例：スリルを求めている）、家庭領域（例：親が子育て

を放棄している)、学校領域 (例: 同級生との関係が希薄である)、地域領域 (例: 地域の犯罪発生率が高い)、社会領域 (例: 社会全般に思いやりの心が失われている) について回答してもらった。その結果、領域ごとの因子分析の結果、人格領域では「セルフコントロールの未熟さ」、家庭領域では「親子関係としつけの悪さ」、「家庭環境の悪さ」、学校領域では「学校環境の悪さ」、地域領域では「地域防犯対策の不備」、「近隣関係の希薄化」、社会領域では「社会全体の規範欠如」の計7因子が抽出された。各因子について罪種と世代による原因帰属の相違を検討したところ、いずれの因子においても親世代の方が学生よりも得点が高く、この傾向は罪種を問わず一貫していた。ただし、親世代では罪の軽重が問題ではなく、罪そのものが問題になる一方、学生においては、例えば「セルフコントロールの未熟さ」において、殺人および万引きは飲酒・喫煙よりも未熟さが高く判断されるなど、各因子において罪種間で差が認められるなど、親世代とは異なり罪の軽重によって原因帰属の仕方を変えている可能性が示唆された。また、学生と親世代による原因帰属の相違の典型的な特徴として、親世代は罪種に関係なく、学生よりも少年の内的な「セルフコントロールの未熟さ」に強く帰属する傾向があった。

板山・桐生 (2010) は、少年による殺人に対する大学生の原因帰属について、その被害者の属性と事件状況の違いによる相違の有無を明らかにすることを目的として、大学生 312 名を調査対象者とし、質問紙調査を実施した。少年による殺人事件において、「以下には、少年自身、少年を取り巻く環境の特徴が挙げられています。それぞれの事件において、質問項目の内容が、少年がこの事件を起こした「原因」である特徴かどうか、あなたの考えに最も当てはまる数字に丸を付けてください」という教示のもと、犠牲者の属性 (肉親: 母親殺人, 同級生: 友人殺人, 他人: 通り魔殺人) に基づいた3つの状況を設定し、人格 (例: この少年は相手の気持ちが理解できない)、家庭 (例: 親子のコミュニケーションが少ない)、友人 (例: 心から信頼できる友人がいない)、学校 (例: 学校でしつけをしないうちに問題がある)、地域 (例: 地域の犯罪への監視が弱い)、社会 (例: 社会全体が他人のことに無関心である) のそれぞれの領域に対する原因帰属を測定した。その結果、(1) 母親殺人と友人殺人は被害者との関係性と場所という状況

の手掛かりが原因帰属に深く関係しており、母親殺人では家族の不仲、友人殺人では友人とのコミュニケーション不足と学校領域といった状況に対応した原因帰属を行うという特徴が見出せること、(2) 通り魔殺人においては、被害者と加害者の少年との関係性がない殺人であるために、当事者である少年の人格と保護責任者である少年の家庭に強く原因帰属を行い、さらには社会および地域社会という広い概念に原因帰属を行うこと、などの結果が報告されている。

荻山 (2015) は、大学生・一般社会人・弁護士の3者の比較を通して、青少年事件の裁判員裁判の裁判員にも選ばれた場合に、虐待といった家庭要因や発達障害といった発達の要因、また、いじめといった社会的要因や被害者との状況を表す被害者要因に関する情報をどの程度考慮するかを、3つの異なる事案を用いて検討している。Y大学の学生140名、大学職員を含む一般社会人65名、Z県で弁護士登録をしている弁護士47名の計252名にアンケート調査を行った。裁判員裁判の場面を想定した架空の青少年犯罪3事例 (事例A「強盗致傷事件」、事例B「傷害致死事件」、事例C「強制わいせつ致傷事件」) を順番に提示した。各事例について青少年犯罪の裁判員裁判における処遇決定考慮尺度 (例: 学校生活になじめず、友達をつくれなくて孤立しがちであった) を回答してもらった。その結果、因子として「社会的要因」「生物学的要因」「家庭要因」「被害者要因」が見出された。また、各対象者における事例A、B、Cごとに青少年犯罪の裁判員裁判における処遇決定考慮尺度の総得点 (因子を合算した総得点) の平均値に1要因分散分析を行った結果、(1) 大学生と一般社会人では、事例Aの強盗致傷事件の平均値が最も高かった一方、弁護士では、刑法上最も重罰である事例Bの傷害致死事件が最も高い結果となり、専門職と一般人との間に差がみられたこと、(2) 大学生と弁護士においては、事例Aと事例Bの間のみ有意な差がみられなかったことから他の事案に比べ、性犯罪である事例Cに対する認知が異なる可能性があること、(3) 一般社会人ではすべての事案において有意な差がみられず、事案による考慮の変動は大学生あるいは弁護士より少ないこと、が見出された。また、各対象者のすべての事例における青少年犯罪の裁判員裁判における処遇決定考慮尺度の各因子得点の平均値に1要因分散分析 (因子得

点ごと)を行った結果, 大学生, 一般社会人, 弁護士全ての対象者群において被害者要因が最も考慮される得点が高いことが見出された。さらに各対象者における青少年犯罪の裁判員裁判における処遇決定考慮尺度の各因子得点に1要因分散分析(因子得点ごと)を行った結果, 大学生と一般社会人では, 事例 A, 事例 B, 事例 C の順に家庭要因の平均値は低くなり, 考慮される得点は低くなった一方で, 大学生では事例 C において家庭要因に対して発達の要因(生物的)の平均値が有意に高く, 事案によって考慮される要因は異なることが示唆された。

少年犯罪への厳罰化態度研究の現状と課題

今回レビューをした研究をまとめたものが Table 1 となる。Table 1 を概観すると, 少年犯罪の厳罰化傾向を規定する要因として「情報モデル」に着目した研究では, 厳罰化の態度を測定する際に「原因帰属」の尺度が用いられているものがほとんどであ

り, 例えば「量刑」や「厳罰化意識」といったものが取り上げられていない現状が見取れる。言い換えると, 「どのような少年犯罪において, どの情報が重要だと思われるか(原因帰属や責任帰属がなされるか)」という研究は存在しているが, どのような情報がどの程度厳罰化態度に影響するのかを直接的に検討した研究は現時点では見当たらないと言える。もちろん, 「年齢」を1つの条件として条件間比較を行った研究はいくつか見られるものの(板山, 2014; 柳澤・水口, 2017), あくまで一般犯罪に対する厳罰化態度の規定要因の1つとして年齢が取り上げられているに過ぎない。したがって, 今後の課題としては「どのような情報が少年犯罪への厳罰化態度に影響するのか」を直接的に検討する研究が, 理論面と実践面の両方の側面から必要だと思われる。

理論面からの必要性としては, 少年犯罪への厳罰化態度の特殊性が挙げられる。少年犯罪では, 厳罰化態度の対象となるのは当然ながら「少年」である。

Table 1 本研究でレビューした研究のまとめ

	特性モデル			情報モデル		
	研究	取り上げている主な特性	主な「厳罰化」指標	研究	取り上げている主な情報	主な「厳罰化」指標
一般犯罪	松原 (2009)	犯罪抑止 社会状況の認識 社会観	厳罰化支持の意識	山岡・風間 (2004, 実験1)	被害者の否定的要素 (例、何度も検挙された16歳と無事故無違反の16歳)	被害者に対する肯定的態度 被害者に対する否定的態度
	白井・黒沢 (2009, 実験2)	公平世界観	量刑判断 量刑判断の理由 再犯可能性 悪質性 刑罰を科す目的	山岡・風間 (2004, 実験2)	被害者の社会的地位 (暴力団構成員・フリーター・大学生・弁護士) 犯罪種別 (重犯罪・軽犯罪)	量刑判断 被害者に対する態度 加害者に対する感情 (カバーストーリー)
	鶴村・分部・高野 (2010)	事件結果の重大性の認知 被告人の再犯可能性の認知 同一犯罪の発生可能性の認知	量刑判断	白井・黒沢 (2009, 実験1, 第1課題)	犯罪種別 (強盗致傷と強盗致傷)	事件の悪質性 同様の再犯可能性 異種の再犯可能性 更生可能性 被害者の落ち度 加害者の悪意 事件の振動性 量刑判断
	板山 (2014, 研究4)	公平世界観 (厳罰志向性)	厳罰志向性 被告人への原因・責任帰属 被告人の情状酌量の余地 量刑判断 刑罰の目的	白井・黒沢 (2009, 実験1, 第2課題)	加害者の前科 事件と前科の類似性 出所からの期間	事件の悪質性 同様の再犯可能性 異種の再犯可能性 更生可能性 事件の計画性 被害者の落ち度 加害者の悪意 事件の振動性 量刑判断
	杉山・三浦 (2015a)	ケア/被害に関する道徳基準 事件に対する嫌悪感情	有罪になると思う程度 自分の判断を後悔する程度	(白井・黒沢 (2009, 実験2))	(被告人の前科と出所からの期間 (前科なし・前科あり短期・前科あり長期))	量刑判断 量刑判断の理由 再犯可能性 悪質性 刑罰を科す目的
	杉山・三浦 (2015b)	公正世界信念 (究極的・内的)	行動非難 被害者との心的距離 加害者の非人際化 量刑判断 量刑を科す目的 (厳罰・秩序維持・更生復帰)	鶴村 (2012)	被告人に起こった出来事 (非常にネガティブ・ややネガティブ・中立・ややポジティブ・非常にポジティブ)	量刑判断
	向井・三枝・小嶋 (2017)	合理性 二分法的思考 社会的支配志向性 仮想的有罪感	厳罰傾向	板山 (2014, 研究2)	加害者の属性 (少年・有職成人・無職成人)	原因帰属 責任帰属 量刑判断
	向井 (2019)	犯罪不安 被害リスク知覚 自己決定欲求 コミュニティによる自己決定	厳罰傾向 防犯行動	(杉山・三浦 (2015a))	(被害の程度 (かすり傷・全治3ヶ月・半身不遂の後遺症))	(有罪になると思う程度) (自分の判断を後悔する程度)
	(北折・小嶋 (2019))	個人特性 社会考慮	量刑判断 裁判評価	杉山・三浦 (2017)	被害の程度 (軽傷・後遺症) 生尊認感 (良好・劣悪) 犯行態様の現産さ (虐待あり・なし) 身勝手さ (あり・なし)	回避の程度 リスクの免状もり
	柳澤・水口 (2017)			柳澤・水口 (2017)	加害者の年齢 (18歳と40歳) 犯罪種別 (軽犯罪と重犯罪)	原因帰属 責任帰属 量刑判断
少年犯罪	石井 (2004)	人間の本性 (性善・性悪)	少年法の厳罰化への賛否 死刑制度への賛否	龍・大淵 (2004)	(情報操作なし) ※参加者の属性 (例、年齢) による比較	原因帰属
	廣藤 (2018)	社会的態度 (例、犯罪への態度、若者の未熟さ)	法的活動 (例、刑事責任) の理想年齢	板山・加藤 (2009)	犯罪種別 (殺人・万引き・飲酒喫煙) ※参加者の属性 (例、年齢) による比較	原因帰属
	向井・藤野 (2021)	犯罪不安 被害リスク知覚 理解不能イメージ	厳罰志向性	板山・桐生 (2010)	犠牲者の属性 (母親・同級生・他人)	原因帰属
				板山 (2015)	犯罪種別 (強盗致傷・傷害致死・強制わいせつ) ※参加者の属性 (例、大学生・一般入・弁護士) による比較	処遇決定考慮
	谷口・池上 (2018, 実験1)			谷口・池上 (2018, 実験1)	事件の発生時期 (20年前と3カ月前)	量刑判断 考慮事情 原因帰属
	谷口・池上 (2018, 実験2)			谷口・池上 (2018, 実験2)	事件の発生時期 (25年前と3カ月前)	量刑判断 考慮事情 原因帰属
	北折・小嶋 (2019)			北折・小嶋 (2019)	反省の有無 (あり・なし) 生尊認感 (良好・劣悪) 犯行態様の現産さ (虐待あり・なし) 身勝手さ (あり・なし)	量刑判断

注. 1つの研究で「特性」と「情報」の両方が検討されている研究 (e.g., 北折・小嶋, 2019) は, 本論文で紹介した区分以外では () で括弧で示している。

したがって、「厳罰化」の態度と共に、「更生可能性」や「成人と同じの基準で法律的に扱うのか」といった、一般犯罪にはない視点での態度が組み込まれる。つまり、少年犯罪では厳罰化の態度とともに、保護や更生といった態度も考慮される必要がある。このような複雑な態度を検証することは、犯罪への厳罰化態度に新たな視点を組み入れることになると思われる。

実践面からの必要性としては、少年犯罪についてどのような報道が適切であるかに関する資料を提示することが挙げられる。少年犯罪の件数そのものは減少傾向にあるものの、マスメディアが多く注目することで増加しているというイメージにつながっている可能性があり、青少年の犯罪をセンセーショナルに報道するマスメディアの責任について指摘する声もある^{注6)}。これまでは未成年であるため実名報道が控えられていた年齢が、法改正により実名報道されるというケースも見られている^{注7)}。どのような情報がどの程度人々の厳罰化傾向を高めたり低めたりするのかを明らかにすることで、少年犯罪においてはどの点に留意して情報を報道するべきかの1つの基礎的資料を作成できると思われる。

もちろん、本レビューではすべての研究をカバーしているわけではない。今後さらに幅広く文献を検討するとともに、本レビューでは行えなかった海外との研究の比較なども行っていく必要がある。

引用文献

- Brocke, M., Goldenitz, C., Holling, H., & Bilsky, W. (2004). Attitudes towards severity of punishment: A conjoint analytic approach. *Psychology Crime & Law*, *10*, 205-219.
- 板山 昂. (2014). 裁判員裁判における量刑判断に関する心理学的研究：量刑の決定者と評価者の視点からの総合的考察. 風間書房.
- 板山 昂・加藤潤三. (2009). 少年犯罪の原因帰属に関する心理学的研究：罪種と世代による比較. *国際研究論叢*, *22*, 67-78.
- 板山 昂・桐生正幸. (2010). 少年による殺人に対する大学生の原因帰属：被害者属性と事件状況による要因比較. *犯罪心理学研究*, *48*, 35-49.
- 石井将智. (2004). 人間観と厳罰観について. *JGSS 研究論文集*, *3*, 215-226.
- 北折充隆・小嶋理江. (2019). 量刑判断に至る因子に関する研究：重回帰モデルの構築と個人要因の検討. *金城学院大学論集 人文科学編*, *16*, 15-27.
- Maruna, S., & King, A. (2009). Once a criminal, always a criminal? “Redeemability” and the psychology of punitive public attitudes. *European Journal on Criminal Policy and Research*, *15*, 7-24.
- 松原英世. (2009). 厳罰化を求めるものは何か：厳罰化を規定する社会意識について. *法社会学*, *71*, 142-158.
- 向井智哉. (2019). 厳罰傾向および防犯行動の規定要因：犯罪不安、被害リスク知覚、自己決定欲求、コミュニティによる自己決定を中心に. *法と心理*, *19*, 54-63.
- 向井智哉・藤野京子. (2021). 少年犯罪に対する厳罰志向性と犯罪不安及び被害リスク知覚の関連：先行要因としての子どもイメージに着目して. *実験社会心理学*, *60*, 100-112.
- 向井智哉・三枝高大・小塩真司. (2017). 厳罰傾向と“非合理的な”思考. *法と心理*, *17*, 86-94.
- 村山 綾・三浦麻子. (2015a). 非専門家の法的判断に影響を及ぼす要因：道徳基盤・嫌悪感情・エラー管理に基づく検討. *認知科学*, *22*, 426-436.
- 村山 綾・三浦麻子. (2015b). 被害者非難と加害者の非人間化：2種類の公正世界信念との関連. *心理学研究*, *86*, 1-9.
- 村山 綾・三浦麻子. (2017). 刑事事件の元被告人に対するフォルスアラーム効果. *認知科学*, *24*, 213-219.
- 荻山彩華. (2015). 情報が青少年犯罪の認知に及ぼす影響：大学生と一般社会人と弁護士の三者を比較して. *花園大学心理カウンセリングセンター紀要研究*, *9*, 41-48.
- 白井美穂・黒沢 香. (2009). 量刑判断の要因についての実験的検討：前科情報の種類による効果. *法と心理*, *8*, 114-127.
- 齋藤宙治. (2018). 子どもの各種法定年齢をめぐる一般人の法意識. *法社会学*, *84*, 203-239.
- 戴 伸峰・大淵憲一. (2004). 青少年犯罪の原因に対する一般市民の認知. *犯罪心理学研究*, *42*, 13-34.
- 谷口友梨・池上知子. (2018). 量刑判断にもたらす心理的距離の影響：事件の発生時期に着目して. *法と心理*, *18*, 99-116.
- 綿村英一郎. (2012). 犯罪事実とは無関係な情報が一

般市民の量刑判断に及ぼす影響：公正世界観からの検討. *応用心理学研究*, **38**, 145-146.

綿村英一郎・分部利紘・高野陽太郎. (2010). 一般市民の量刑判断：応報のため？それとも再犯抑止やみせしめのため？ *法と心理*, **9**, 98-108.

柳澤緩奈・水口 崇. (2017). 犯罪に対する帰属と量刑判断：罪種と犯人の年齢による違い. *信州心理臨床紀要*, **16**, 85-95.

山岡重行・風間文明. (2004). 被害者の否定的要素と量刑判断. *法と心理*, **1**, 98-110.

注6) 以下の URL を参照 (2023 年 5 月 10 日最終アクセス)

<https://news.yahoo.co.jp/feature/435/>

<http://katolegalsystem.com/kodomonoshiten/asahi000824.htm>

注7) 以下の URL を参照 (2023 年 5 月 10 日最終アクセス)

<https://www.authense.jp/keiji/column/269/>

受付年月日 (2023/5/19)

受理年月日 (2023/7/20)

注

注1) 法制審議会第 178 回会議配布資料を参照 (2023 年 5 月 10 日最終アクセス)。

<https://www.moj.go.jp/content/001216449.pdf>

注2) 関連する用語として「厳罰志向性」(e.g., 板山, 2014) や「厳罰傾向」(e.g., Maruna & King, 2009) がある (向井・藤野 (2021) の「問題と目的」も参照)。

注3) 以下の URL を参照 (2023 年 5 月 10 日最終アクセス)

<https://trilltrill.jp/articles/634872>

この記事では凶悪化する未成年の犯罪について子どもを持つ親にアンケートを実施している。Q. 少年法の厳罰化, どう思う? について, アンケート回答数:3420 件の結果, 賛成 87.5%, 反対 2.0%, わからない・どちらとも言えない 10.5%であった。

注4) 例えば Brocke, Goldenitz, Holling, & Bilsky (2004) は, 盗難と暴行の2つの状況において, 盗難では前科があることが量刑を大きくしており, 年齢が若いこと, 自白があること, 犯罪の深刻さが低いことが刑罰を軽減させていること, 暴行では犯罪の深刻さが大きいことが量刑判断を大きくする最も重要な要因であることなどを報告している。

注5) 以下の URL を参照 (2023 年 5 月 10 日最終アクセス)

<https://ssjda.iss.u-tokyo.ac.jp/Direct/gaiyo.php?lang=jpn&eid=1417>